

資料 2 改善基準告示見直しに関するご意見について

第 2 回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会

「1年の拘束時間」、「1ヶ月の拘束時間」

現行

主なご意見

▷ 1ヶ月の拘束時間：293H

13H（1日の拘束時間）

= 8H（1日の法定労働時間） + 1H（1日の休憩時間） + 4H（1日の時間外労働時間）

293H（1ヶ月の拘束時間）

≒ 13H（1日の拘束時間） × 22.5日（1ヶ月の稼働日）

※ 293H（1ヶ月の拘束時間）

= 195H（1ヶ月の法定労働時間と休憩時間） + 98H（1ヶ月の時間外・休日労働時間）

（参考） 1ヶ月の法定労働時間および休憩時間について

- ・ 週40H × 52週 = 2,080H
- ・ 2,080H ÷ 8H = 260H（1年間の休憩時間）
- ・ 2,080H + 260H = 2,340H（1年間の法定労働時間と休憩時間）
- ・ 2,340H ÷ 12ヶ月 = 195H（1ヶ月の法定労働時間と休憩時間）

【労働者代表】

- ・ 「1年の拘束時間」は、一般則の時間外720Hを念頭に3,300Hとすべきであり、「1ヶ月の拘束時間」は、3,300Hを12ヶ月で割って275Hというところか。

【使用者代表】

- ・ 「1年の拘束時間」は、時間外960Hを前提に見直すべき。休日抜きの年拘束が3,300Hとなるので、休日は別途これに乗せするかたちで議論が必要。
（休日込みの「1年の拘束時間」、「1ヶ月の拘束時間」の具体的な時間数について、発言なし）

▷ 1ヶ月の拘束時間は、労使協定を締結し、年3,516Hの範囲で年6回320Hまで延長できる。

3,516H（1年の拘束時間）

= 293H（1ヶ月の拘束時間） × 12ヶ月

320H（1ヶ月の延長時間）

≒ 293H（1ヶ月の拘束時間） × 1.1（10%）

※ 320H（1ヶ月の延長時間）

= 195H（1ヶ月の法定労働時間 + 1ヶ月の休憩時間） + 125H（1ヶ月の時間外・休日労働時間）

（参考）

1ヶ月320Hを6ヶ月最大限延長した場合、残り6ヶ月は平均して1ヶ月266Hまで拘束時間を短縮する必要がある。
3,516H = (320H × 6ヶ月) + (266H × 6ヶ月)

【労働者代表】

- ・ 「1年の拘束時間」は、一般則の時間外720Hを念頭に3,300Hとすべき。時間外960Hに休日上乗せでは現行と変わらない。そもそも、改善基準告示の拘束時間は、時間外労働だけでなく、休日込みの時間で計算している。その考え方を変えるべきではない。
- ・ （「1ヶ月の拘束時間の延長時間」については、発言なし）

【使用者代表】

- ・ 「1年の拘束時間」は、時間外960Hを前提に見直すべき。休日抜きの年拘束が3,300Hとなるので、休日は別途これに乗せするかたちで議論が必要。
- ・ （「1年の拘束時間」、「1ヶ月の拘束時間の延長時間」の具体的な時間数については、発言なし）

「1日の休息期間」、 「1日の拘束時間」

現行	主なご意見
<p>▷ 1日の休息期間：8H</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日の休息期間」は、ILO勧告を踏まえ労働側全体として11Hを目指す。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日の休息期間」を11Hに見直すと、「1日の拘束時間」の上限が13Hとなり、業務の繁閑に対応できない。 ・現行でも、平均して、1日11H程度の休息期間はとれているはず。 (「1日の休息期間」の具体的な時間数については発言なし)
<p>▷ 1日の拘束時間：13H</p> <p>13H (1日の拘束時間) = 8H (1日の法定労働時間) + 1H (1日の休憩時間) + 4H (1日の時間外労働時間)</p> <p>▷ 1日の最大拘束時間：16H</p> <p>16H (1日の最大拘束時間) = 8H (1日の法定労働時間) + 1H (1日の休憩時間) + 7H (1日の時間外労働時間)</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日の休息期間」を11Hに見直すのであれば、「1日の拘束時間」は最大13Hとなる。 <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1日の最大拘束時間」が13Hでは、業務の繁閑に対応できない。 ・年や月の拘束時間を短縮するのであれば、「1日の拘束時間」は、今までの基準を維持してほしい。 (「1日の拘束時間」、「1日の最大拘束時間」の具体的な時間数については発言なし)
<p>▷ 1日の拘束時間の延長：15H超えは、週2回まで</p> <p>(※ トラック、バスのみ)</p>	<p>【労働者代表】 (発言なし)</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>

「運転時間」、 「連続運転時間」

現行	主なご意見
<p>▷ 運転時間 2日平均：9H 2週平均1週：44H</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・天候や渋滞の影響で超過する場合には、柔軟な運用として取り扱ってほしいのでは。 (具体的な時間数については、発言なし) <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・天候、渋滞の影響、SAでの軽微な移動等、特別な事情については、柔軟な運用としてほしい。 (具体的な時間数については、発言なし)
<p>▷ 連続運転時間 4H</p> <p>▷ 運転開始後、4H以内又は4H経過直後に30分以上の「運転の離脱」が必要 (1回につき10分以上、分割可)</p>	<p>【労働者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・天候や渋滞の影響で超過する場合には、柔軟な運用として取り扱ってほしいのでは。 (具体的な時間数については、発言なし) <p>【使用者代表】</p> <ul style="list-style-type: none">・天候、渋滞の影響、SAでの軽微な移動等、特別な事情については、柔軟な運用としてほしい。 (具体的な時間数については、発言なし)

特例、その他

現行	主なご意見
<p>▷ 分割休息特例 業務の性質上、勤務の終了後8H以上の休息を与えることが困難な場合、原則として2週間～4週間程度、全勤務回数の2分の1を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。ただし、分割された休息は、1日において継続4H以上、合計10H以上とすること。</p>	<p>【労働者代表】 (発言なし)</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>
<p>▷ 2人乗務の特例 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を20Hまで延長することができ、休息期間を4Hまで短縮することができる。</p>	<p>【労働者代表】 (発言なし)</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>
<p>▷ フェリーの特例 勤務の途中でフェリーに乗船する時間は、原則として休息期間として取り扱う。ただし、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。</p>	<p>【労働者代表】 (発言なし)</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>
<p>▷ 休日労働：2週間に1回</p>	<p>【労働者代表】 休日労働は、2週間に1回程度が妥当では。</p> <p>【使用者代表】 (発言なし)</p>